

道路財源の確保と道路整備の推進に関する意見書

沖縄県においては、四半世紀に渡る米軍統治を経て車社会が形成され、車両台数は、本土復帰時の20万台から90万台余に急増し、県人口及び観光客の増加とともに道路交通量も一貫して増え続けている。

道路交通の現状は、那覇市を中心とする中南部都市圏の渋滞の慢性化により、東京、大阪など大都市圏なみの時間損失を被っており、渋滞対策は本県の解決すべき積年の課題である。

さらに、普天間飛行場をはじめ今後の米軍基地返還に伴う都市の再構築に向けては、第1に道路の整備が基本であり、現在整備促進中の那覇空港自動車道や沖縄西海岸道路をはじめ、国道、県道等の各主要道路と相互に結ぶ体系的な道路ネットワークを形成することが必要であり、本県における道路整備のニーズは今なお極めて高い。

現在、国においては、行財政改革の一環として道路財源の余剰分を一般財源化することとして議論されているが、受益者負担を原則とする道路特定財源制度の基本理念に基づき、真に必要とする道路の整備に用途を限定し整備を推進するべきである。

本市においても、道路は豊かな市民生活の実現と県土の均衡ある発展を支える最も重要な社会基盤として、安定的かつ確実な財源の確保により着実に整備を進めることが不可欠であり、国におかれては以下の措置を講じられるよう強く要請する。

1. 道路特定財源の現行の暫定税率を延長し、道路整備に必要な財源を安定的かつ確実に確保すること。
2. 沖縄県をはじめ地方の道路整備について、道路特定財源の地方への配分割合を高めること等により、地方の道路整備財源の充実に努めること。
3. 現在取り組みが進められている中期計画の策定にあたっては、沖縄県をはじめ地方が真に必要とする道路整備について同計画に確実に盛り込み、地方の道路整備が遅れることのないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月26日

沖縄県宜野湾市議会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、
総務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、経済財政政策担当大臣